キャリアアップ助成金
選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施する事業主が、雇用する有期契約労働者等について、
当該措置により新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の基本給を増額した場合に助成します。

助成額

支給額は1人当たりの金額です。（　）は中小企業以外の額

① 労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取り組みを行った場合（※1事業所当たり1回のみ）

	中小企業		中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成
1事業所当たり	19万円	14万2,500円	24万円	18万円

② 措置該当日以降に対象労働者の基本給を一定の割合以上増額した場合
（1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人まで）

昇給割合	中小企業		中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成
2%以上3%未満	19,000円	14,000円	24,000円	18,000円
3%以上5%未満	29,000円	22,000円	36,000円	27,000円
5%以上7%未満	47,000円	36,000円	60,000円	45,000円
7%以上10%未満	66,000円	50,000円	83,000円	63,000円
10%以上14%未満	94,000円	71,000円	119,000円	89,000円
14%以上	132,000円	99,000円	166,000円	125,000円

③ 措置該当日以降に対象労働者の生産性の向上を図るための取組を行った場合

1事業所あたり	中小企業	中小企業以外
加算助成額	100,000円	75,000円

時限措置の期限

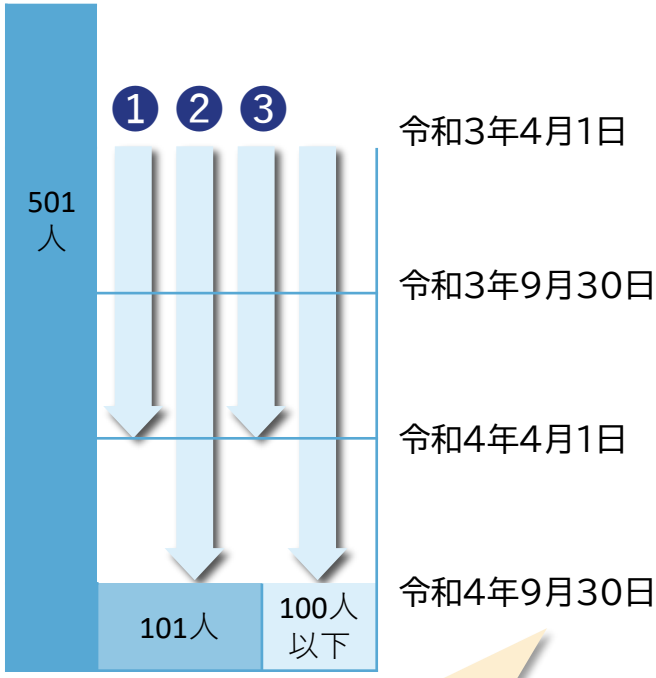

令和4年9月末まで延長

取り組み時点において事業主の従業員数が**101人以上500人以下の場合**は、上記①～③の助成の措置期限が異なります。